

## 審 議 経 過

NO. 1

- 1 開会
- 2 審議会への諮問
  - ・伊万里市部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例の一部改正について
  - ・市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 出席委員数報告
  - ・委員15名中、13名出席。過半数の出席により本審議会は成立。
- 4 審議

審議事項について、改正理由や主な改正点等を資料に基づき事務局より説明。

質疑

[委員A]

  - ・一点目、改正理由に不当な差別という言葉がある。不当な差別に対しては正当な差別があるのかという問題提起が国会においてもあったと思うが、不当な差別という言葉が使われている意図を聞きたい。
  - ・二点目、伊万里市でこれまで行われていたインターネットモニタリングは先進的な取り組みと思っている。条例改正で行われるモニタリングはこれまでと比較してどう違うのか説明いただきたい。

[人権・同和対策課]

  - ・まず、インターネットモニタリングから説明。これまでも主に生涯学習課で試行的に実施してきた。今回の条例改正に合わせて、県のインターネットモニタリング実施要領にならない市も実施要領を策定し定期的にモニタリングを実施していると考えている。
  - ・具体的には、人権侵害情報等が懸念されるサイトをピックアップし、人権侵害・差別的なキーワードと伊万里を組み合わせ検索し、人権侵害にあたるような事例を発見していく。
  - ・削除要請や削除依頼が必要と判断した事例については、県に情報提供を行ない県から削除要請等を行ってもらうことを基本に考えている。
  - ・人権・同和対策課では県の要領にならったやり方で伊万里市に関するモニタリングを実施し、生涯学習課ではこれまでどおりモニタリングを実施していく。
  - ・一点目の不当な差別について。不当なという言葉が適切なのかどうかという議論はあったと思うが、今回の条例改正は県人権条例を推進していくために行うもので、そのため、県人権条例の前文の一部を改正理由に引用しており、その中で不当な差別と使われていたので、そのまま引用している。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

NO. 2

### 〔生涯学習課〕

- ・生涯学習課からも委員Aの質問に言及。住民への啓発を担当する生涯学習課の考えでは、不当な差別という表現は差別解消へ向けた教育・啓発を阻害することに繋がりがねない、好ましくない表現だと認識している。
- ・子どもたちが学校で、差別は悪いこと、不当なことと学んでいるのに、いい差別と悪い差別があると誤解しないか心配している。
- ・申し上げるまでもなく、差別は不当なもので、正当な差別は存在しません。そのため、あえて不当なという枕詞を使用する必要はないと私は考えている。
- ・県人権条例には不当な差別という表現があるが、制定に際し行われたパブリックコメントでは、見直しの意見が多数寄せられているようだ。
- ・国では、差別、不当な差別いずれの表現を用いた法律が存在しているが、本条例の上位法にあたる部落差別解消推進法では、差別という表現が用いられている。
- ・インターネットモニタリングは、インターネット上に掲載された差別情報を発見し、削除につなげるための監視作業である。
- ・県は2018年10月にモニタリングを開始。伊万里市も2020年4月に試験運用という形で生涯学習課主導で始め、パトロール業務を生涯学習課が、通報業務を人権・同和対策課が担当し、課題克服に努めてきた。
- ・生涯学習課が行っているパトロール業務については、専門的なスキルを活かし同和教育指導員が担当しており、県のように特定の掲示板や伊万里市には限定せず、範囲を広げ全てを監視するという姿勢で行っており、各方面から評価を得ている。（成果事例2件を紹介）

### 〔委員B〕

- ・市長会から令和3年度以降、国に対しインターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について要望があがっていると思うが、その状況についてお聞きしたい。

### 〔生涯学習課〕

- ・生涯学習課が市長会に提案した当案件は毎回要望に上がっているが、その後の進捗について芳しい情報は返ってきていない。

### 〔人権・同和対策課〕

- ・委員Aからの意見について、不当な差別という表現は、条例改正（案）自体ではなく、事務局が説明する改正理由に出てくる。しかしながら、疑義を生じるといふ審議会の意見をいただいたので、訂正したいと考える。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

NO. 3

採決

〔会長〕

・ご意見については、今回の条例改正（案）自体ではなく、基本的な考え方等についての意見であったと思う。

・今回諮問された部落差別の解消の推進及び人権擁護に関する条例の一部改正については、当審議会として事務局案のとおり承認してよろしいか。

⇒委員承認

・審議結果について、答申書を市長に提出することになるが、私に一任いただいでよろしいか。

⇒委員承認

5 その他

意見等なし

6 閉会

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。